

Q3

国連「障害者権利委員会」
とは、なに？
どんな人がいるの？



A. 詳しくは第34条に規定されており、ここでは要点を列記します。委員は締約国の中から選ばれた18人で構成されています。4年任期で1回のみ再選可能です。締約国会議等で、各国の政府・市民団体が選挙向けのロビー活動をおこなったりします。「同条約が対象とする分野における能力や経験を認められた者」という規定があります。第4条3項で「障害者団体との緊密な協議」や「障害者の積極的な関与」を要請しており、半数以上が障害当事者です。

さまざまなトピックを扱うことから、障害種別、ジェンダーバランス、アジア・アフリカ等の地域性も考慮されています。各国の政府報告を中心に膨大な資料に基づいて審査をおこなうため、実践的な語学力も求められます。

Q4

日本政府は、障害者権利委員会に
どのような報告をしているの？
誰が書いているの？



A. 2016年6月、第1回目の日本政府報告が障害者権利委員会に提出されました。同報告の総論ではこれまでの経緯や現状、各論では第1条～第33条まで条文ごとに記述があります。外務省を中心に厚生労働省、内閣府、文部科学省など関連省庁が連携して作成しており、いわゆる白書のような書きぶりでまとめられています。この報告内容をベースに対日審査に向けた事前質問が同委員会から文書で出され、日本政府から同事前質問への回答もまた文書で提出されました。その後同委員会による初めての対日審査が2022年8月におこなわれ、9月に総括所見として勧告が出されました。2028年2月までに改善状況などをまとめ、次の日本政府報告として提出予定となっています。

Q5

パラレルレポートってなに？

A. 障害者権利委員会にとって、政府報告や事前質問への回答のみでは必ずしも全体像を把握できるとは限りません。総括所見をまとめる際、より水準の高いものにしようとする市民社会からインプットするのがパラレルレポートです。同委員会の各委員はこれを重視しています。パラレルという言葉は「平行・並列・並行」などに訳されますが、まさに多角的にとらえようという仕組みです。国連による他の人権条約のとりにくみでも用いられています。

日本の主要な障害者団体で構成される日本障害フォーラム(JDF)は、2019年から2022年にかけて3本のパラレルレポートを同委員会に提出しました。他にも10以上の国際・国内NGO等からパラレルレポートが寄せられました。

クローズアップ！

障害者権利条約～総括所見を読み解く

2022年8月、日本が障害者権利条約を批准してから初の審査がおこなわれました。9月には、国連障害者権利委員会から「日本の報告に関する総括所見」が出されました。

総合的・多面的な検討が必要ですが、今回は障害者権利条約に関する基本のQ&Aをはじめ、教育関連の勧告に対する全障研全国委員長談話を糸口と考えていきましょう。



そもそも障害者権利条約とは？

日本障害者協議会(JD)理事／法政大学現代福祉学部教授

佐野竜平 (さの りゅうへい)

Q1

障害者権利条約っていつ、
だれが作ったものなの？



A. 2001年におこなわれた国連第56回総会で、メキシコが「障害者の権利を守る条約をつくろう」と提案しました。翌2002年から計8回、同条約の内容を草案する国連の特別委員会がおこなわれました。この間、世界の70以上の障害者団体等から成る緩やかなネットワークが重要な役割を担いました。日本を含む世界各国の障害者や支援者が国連や政府と協力し、特別委員会に参加する各国の政府代表団に障害者が入るよう後押しするなど、公式・非公式の意見交換やロビー活動を続けたのです。

こうした「Nothing About Us Without Us (私たちのことを、私たち抜きに決めないで)」の理念の元、2006年12月13日に国連総会において21世紀初の人権条約として採択され、2008年5月3日に発効しました。

Q2

障害者権利条約は
日本国内でどんな
意味をもっているの？

A. 日本国内で同条約の効力が生じた前後で整理してみます。同条約への賛意を示す署名を日本がおこなったのは2007年9月28日です。日本の障害者団体は同条約の水準に照らし、まず国内法の整備など障害者に関する制度改革を進めるよう訴えました。こうした動きをふまえ、2014年1月20日に日本は141番目の締約国・機関となりました。日本にとって、同条約が憲法と一般法の間に位置する法的拘束力をもつ文書になったのです。

また、国連の障害者権利委員会に対し、定期的な政府報告の提出が義務付けられました。同条約という共通の「ものさし」を利用して、諸外国との間で障害者に関する法施策および実践の差異を明らかにする国際比較が可能になったとも言えます。